

3-1 用途区分通達4-1-3(1)の自動車

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
粉粒体運搬車	<p>粉粒体物品を専用に輸送する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 粉粒体物品（バラセメント、フライアッシュ、飼料、カーボンプラック等）を収納する密閉された物品積載設備を有すること。 2 1の物品積載設備には、粉粒体物品を積み込むための適当な大きさの投入口を有し、かつ、粉粒体物品を排出するための適当な大きさの排出口を有すること。 3 排出するためのポンプ等を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。 <p>ただし、自然落下により粉粒体物品を排出する構造又は粉粒体物品を排出するための動力を外部から供給を受けて行う構造のものにあつては、この限りでない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第81条第2項第8号、第159条第2項第8号又は第237条第2項第8号参照